



# 芸団協



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

## 2020年度年次報告

### Annual Report 2020

Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations



# 芸能が 豊かな社会をつくる

## Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

### About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim at the protection of performers' neighboring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

### 目次 Contents

01	ご挨拶 Chairman's Message	10	調査研究・政策提言 Research and Advocacy
02	実演家著作隣接権センター事業 Center for Performers' Rights Administration (CPRA)	11	組織・運営 Organization and Management
07	実演芸術振興事業 Promotion of Performing Arts and Culture		



GEIDANKYO

【芸団協のシンボルマークについて】  
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

## ご挨拶 Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

### 野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations  
Noh-gaku Actor (Living National Treasure)



撮影：武藤奈緒美

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えないままに、文化芸術界は、芸術活動が継続できるかどうかの厳しい状況に直面し続けた1年でした。取り分け演劇や音楽などの舞台芸術分野は、他の産業をはるかに超える甚大な被害を受けることとなりました。人々の生命と生活が最優先されるべきは言うを俟ちませんが、文化芸術の存続が脅かされることはもとより、何よりも人々が文化芸術に生き活きと接する機会を奪われていることに、強い危機感を抱いた1年でもありました。

コロナ禍にあって、文化芸術に係る様々な団体が連携し、国に対し支援を訴え、政官の白熱した議論を経て、令和2年度、数次にわたる補正予算が成立したことは、文化政策史上、画期的な対応でありました。「文化芸術は遊びではなく、人間を育むための重要な要素である」との力強いメッセージを、要請活動の中で政官関係者から聞くことができたことも大きな成果であり、このような理解を社会にさらに広げることが私達文化芸術に携わる者の責務であると思います。この間の取り組みと実績を踏まえ、文化芸術振興の背骨である、文化芸術基本法を軸に据え、持続性のある強固な環境づくりのための提言活動を行うと共に、「文化芸術省」創設に向けての歩みを加速させなければならない、との思いを新たにしております。

芸団協事業の二本柱の一つである実演家著作隣接権センター(CPRA)事業は、権利者4団体の運営体制を基盤に、日々の業務を進めつつ、デジタル社会における実演芸術の利用に伴うルールづくりの在り方について、関係各方面への働きかけを継続しました。今一つの柱である実演芸術振興事業は、休館も含め、感染症対策を徹底し運営に当たった芸能花伝舎事業をはじめ、実演芸術の魅力伝えるべく、多様な事業を実施しました。

芸能は人々の生活から生まれ、人々に愛され、支えられ、人々の日々の営みと共に、戦禍や大地震など幾多の試練を乗り越え歩みを重ねて参りました。世界的規模の困難を迎えた今こそ、覚悟をもってその本分を果たす所存であります。事業の実施、継続にご協力を頂きました関係各位に深く感謝を申し上げますと共に、引き続きご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます、ご挨拶と致します。

With no end to the spread of the novel coronavirus yet in sight, the world of culture and the arts suffered a grime year in which whether continuing their activities in the arts would be possible remained in doubt. Theater, music, and other performing arts suffered even more serious harm than other professions. While the highest priority must, needless to say, be placed on protecting human lives and activities, that the survival of culture and the arts is at risk and above all that people are being deprived of opportunities to have live contact with the performing arts have made this a year filled with a severe sense of crisis.

During the corona pandemic, many organizations in the field of culture and the arts have worked together to appeal to the national government for support. Through heated discussions with politicians and government officials, in fiscal 2020, multiple supplementary budgets were arranged. That was an epoch-making response in the history of the government's cultural policies. Another significant result was that we were able to hear the powerful message that "Culture and the arts are not just for entertainment; they are critically important for enhancing our humanity" during the campaign. To foster the spread of that appreciation even more widely throughout society is, we believe, the mission of those of us working in culture and the arts. Building on the efforts and results of this past year, we are thinking anew that, with the Basic Act on Culture and the Arts, the backbone of promotion of culture and the arts, as our core, we should both propose measures to create a firm environment for resilience and sustainability in culture and the arts and also accelerate progress towards the establishment of the Ministry of Culture and Arts.

The Center for Performers' Rights Administration (CPRA), one of the two pillars of Geidankyo, has, while carrying on its usual functions with the cooperation of four other performers' rights organizations, also continued to work on addressing how the usage rules of the performing arts should be devised in a digital society. In promoting the performing arts and culture, another pillar of Geidankyo activities, we managed Geino-Kadensha with thorough measures, e.g., closing down the site temporarily, implemented to prevent infection and carried out a variety of programs to communicate the fascination of the performing arts.

The performing arts are born out of people's lives. Loved and supported by the people, they have continued to advance, hand in hand with everyday human actions, while overcoming wars, earthquakes, and other severe trials. Today, as we face a global-scale crisis, we must resolve to carry out our duty for the performing arts. In conclusion, I would like to express my profound thanks to all who have aided in implementing and sustaining our activities and to ask for your continued assistance.

# 実演家著作隣接権センター (CPRA) 事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

## 権利者による公正円滑な運営体制

CPRAは1993年、実演家に係る著作隣接権の権利処理業務を行う独立した専門機関として、国内の権利者が集って発足しました。CPRAの権利処理業務は専門性が非常に高く、また近年においては業務量も膨大かつ多岐にわたるため、権利者及び利用者の視点に立った効率的な運営が求められています。そのため、2012年の公益社団法人への移行に際してはCPRA業務を芸団協の核心的業務と位置付け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体等で構成される「実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)」(定款第40条第2項)、並びに、それらの団体の代表者による「権利者団体会議」(同40条第3項)を設置して権利者による公正円滑な運営体制を整え、業務や権利の種類に応じた各諮問委員会を設けて協議し、実務の遂行に精力的に取り組んでいます。

## Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

CPRA was established in 1993 to manage performers' neighboring rights collectively. In 2012, management and protection of performers' neighboring rights became the core of Geidankyo's operations. The CPRA Executive Committee and Rights Holder Members Committee were formed for organizing the operating structure in a fair and facilitated manner and CPRA became proactively involved in implementation of professional practice. As designated by the Commissioner of the Agency for Cultural Affairs, CPRA collects on behalf of performers the fees for secondary use and remuneration for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner of the Agency for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitation of performances, such as the secondary use of broadcasting programs, collecting and distributing those payments, and receiving and distributing the performers' share of compensation for private recordings.

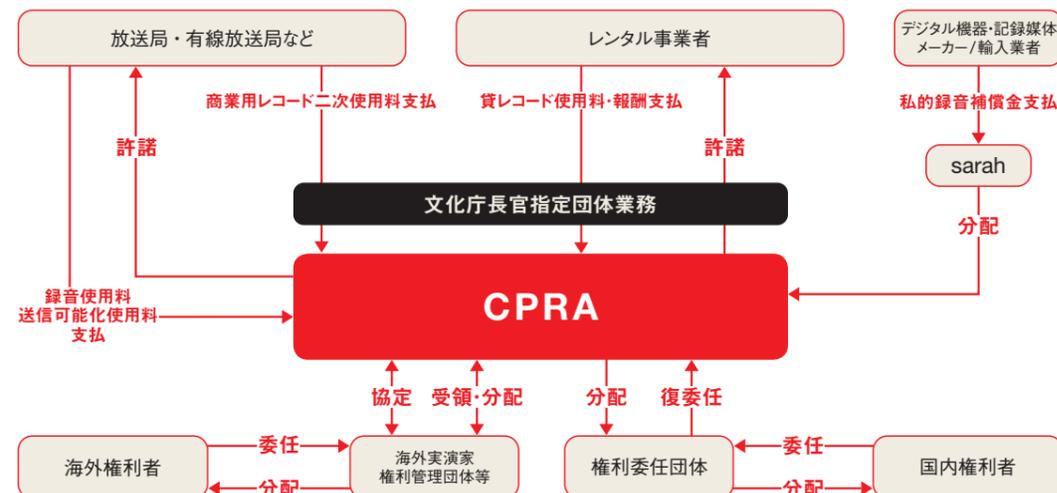
## CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに録音されている歌唱や演奏などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放

送局等が支払う必要のある商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払う必要のある貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として、文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

## 《権利処理業務の流れ》



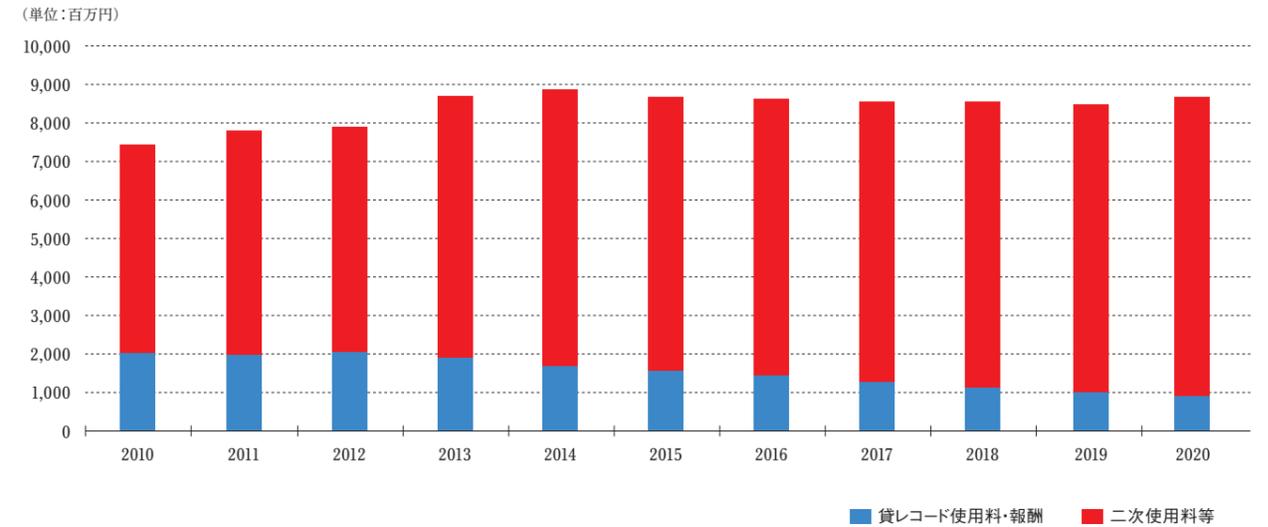
## 徴収業務

CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から二次使用料等(商業用レコード二次使用料、録音使用料、送信可能化使用料)、並びに国内約1,600店舗においてCDレンタルを行う事

業者から貸レコード使用料・報酬を徴収しています。また、放送番組のインターネット配信が広がりを見せる中、商業用レコードの利用促進に資するため集中管理体制を拡充するなど、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

## 《徴収額の推移》

※当該年度決算額に基づき作成

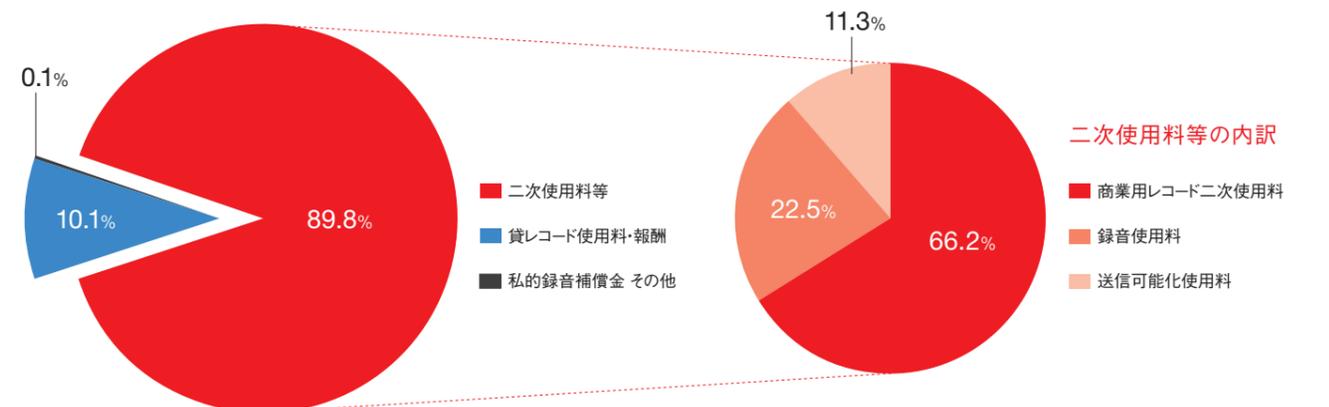


## 2020年度を振り返って

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、放送業界において広告収入等の大幅な減少がみられますが、二次使用料等の徴収額は、一部の事業者との越年交渉が決着し、過年度分を含む入金があったことを要因として、2019年度実績を上回りました(2019年度比104%)。なお、二次使用料等の算定基礎を前年度収入としているケースが多いため、2021年度徴収額は減収となる見通しです。2020年

度は、商業用レコード二次使用料及び録音使用料は微増ですが、送信可能化使用料は放送番組のインターネット配信が好調に推移し、増加しました。一方で、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、ストリーミングサービスの普及等からCDレンタル市場の縮小が進み、減少しました(2019年度比90%)。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっております。

## 《2020年度徴収額の内訳》 徴収総額:8,706百万円

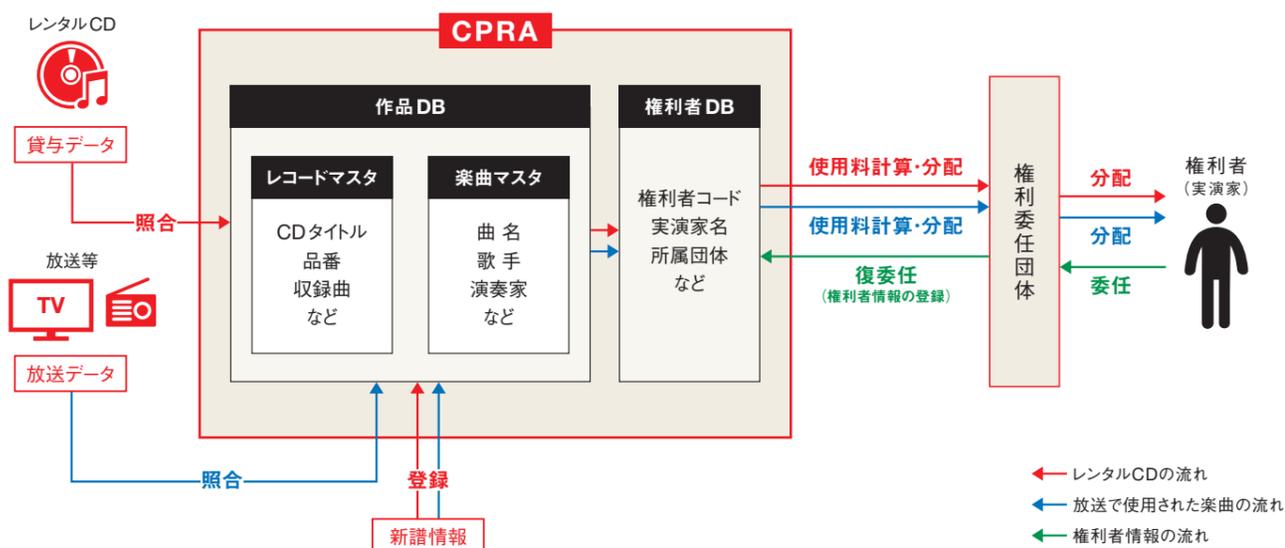


## 分配業務

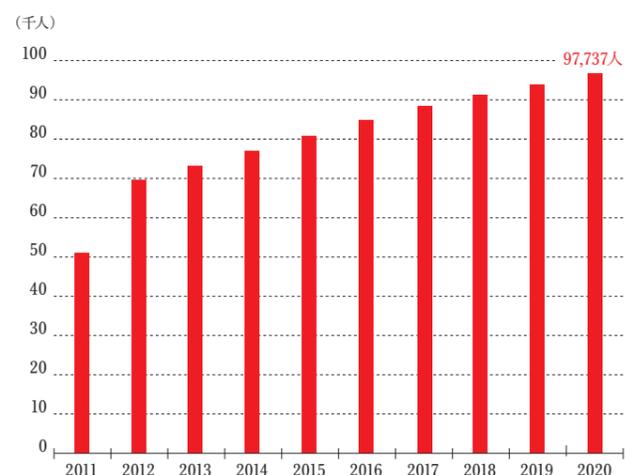
商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用者から使用楽曲の報告を受け、それに基づき、権利者に分配しています。しかし、使用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて復

任された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、より多くの権利者に使用料等を分配できるよう努めています。

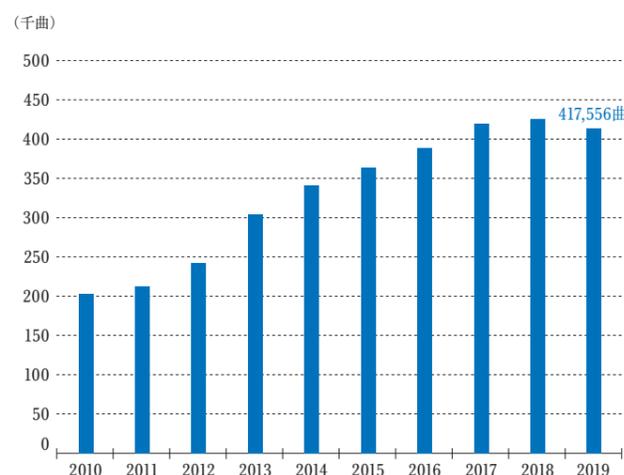
### 《分配業務の流れ》



### 《委任者数の推移》



### 《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移(邦盤)》



### 2020年度を振り返って

国内分配は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、例年のスケジュール通り、管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を実施することができました。(総額7,480百万円)。

また、関係者間で分配の精緻化に向けた検討及び協議を行いました。分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・作品DB等の拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めました。

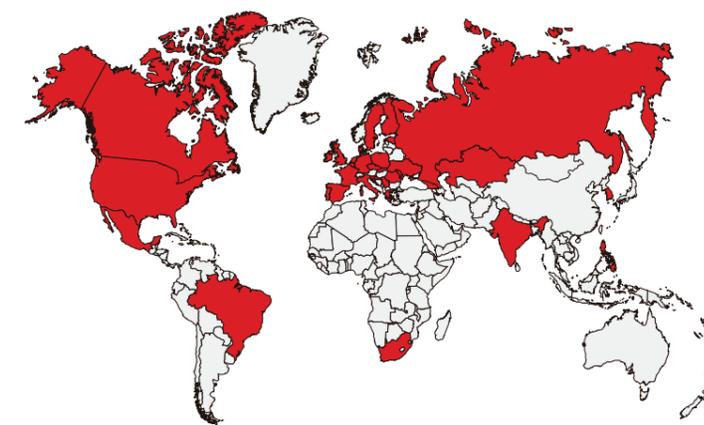
## 海外業務

実演家の著作隣接権等は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の権利が日本国内で保護されるとともに、日本の実演家の権利が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は協定を締結

し、それぞれの国で徴収した使用料・報酬等のうち相手国の委任者分を相互に送金しています。CPRAは、1998年以降実演家権利管理団体の国際組織、SCAPRの正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に協定を結び、実演家の権利の国際的な保護に取り組んでいます。

### 協定締結国一覧 (2021年3月31現在)

- ・アイルランド
- ・アメリカ
- ・イギリス
- ・イタリア
- ・インド
- ・ウクライナ
- ・エストニア
- ・オランダ
- ・カザフスタン
- ・カナダ
- ・韓国
- ・キプロス
- ・ギリシャ
- ・クロアチア
- ・ジョージア
- ・スウェーデン
- ・スペイン
- ・スロバキア
- ・スロベニア
- ・セルビア
- ・チェコ
- ・デンマーク
- ・ドイツ
- ・フィリピン
- ・フィンランド
- ・ブラジル
- ・フランス
- ・ベルギー
- ・ポルトガル
- ・ポーランド
- ・南アフリカ
- ・メキシコ
- ・モルドバ
- ・ルーマニア
- ・ロシア



### 2020年度を振り返って

2020年度は22団体から48百万円の徴収を行い、32団体に296百万円及び30のエージェントに115百万円の分配を行いました。また、新たに3団体と協定を結び、協定締結国は35か国46団体とな

りました。なお新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響で分配に必要なデータの提出が遅れた国も出ましたが、年度内には処理が済み、例年通りの分配を実施することができました。

## 法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演

の価値や権利保護について正しく理解し、さらに支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

### 2020年度を振り返って

#### 『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年3回発行しました。



#### ウェブサイトの運営

CPRAの業務概要、実演家の権利等について、情報を発信しました。



#### 著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関のほか、大学における活動に参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めました。

#### 勉強会の開催

実演家の権利を取り巻く環境への理解を深めるべく、2020年度はWIPOについてオンライン勉強会を開催しました。



## 権利者4団体による運営

2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と専門性の高い運営の維持に努めています。



運営委員会の様子

### 一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽芸能事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



### 一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権等に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。



### 一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。



### 一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

映像実演に関係する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊PRE』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。



## 実演芸術振興事業

### Promotion of Performing Arts and Culture

#### 芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造・継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間16万人超の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場として、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として、幅広く活用されている実績が高く評価されています。開場10周年の大規模な改修工事を経て2015年にリニューアルし、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場として、さらなる発展を目指します。

#### Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy drama, music, dance, Engeivaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts.

In 2005, as a 40<sup>th</sup> anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, over 160,000 people per year have used the facility. Its functions as a facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts and a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts have been highly praised. With the renewal of the facility in 2015, ten years after its opening, after the extensive renovations, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

### 実演芸術の魅力をお届け



NOBODY KNOWS(鹿児島県薩摩川内市)



NOBODY KNOWS(山形県鶴岡市)



NOBODY KNOWS(神奈川県伊勢原市)

#### 文化と観光

各地の伝統建築や史跡を舞台に、地域に伝承される芸能とプロの伝統芸能パフォーマンスを組み合わせ、地域の歴史文化や実演芸術の魅力を再発見する「NOBODY KNOWS」プロジェクトを実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主にトークやライブなどの映像配信を行ったほか、映像・写真展を開催しました。日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業

#### 多様な芸能を気軽に体験できるプログラム

落語、狂言、和妻、三味線、日本舞踊の体験・鑑賞の機会を提供する「こども芸能体験ひろば」を、芸能花伝舎、三鷹市公会堂で開催。緊急事態宣言により、実施日や内容の調整が続きましたが、両会場で延べ361人が参加しました。東京都ほか主催

## 次代を育てる

### 伝統芸能の心を子どもたちに

数ヶ月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台上で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。正会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞/狂言)、長唄(三味線/囃子)、三曲(箏曲/尺八)、日本舞踊の4分野に約190名が参加しました。

マスクやフェイスシールドを着用するなど、感染症対策を徹底した中での実施でしたが、発表会では子どもたちの凛々しい姿に、観客席から大きな拍手が贈られました。

東京都、東京都歴史文化財団(アーツカウンシル東京)、芸団協共同主催



キッズ伝統芸能体験



### 学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内(島しょ含む)の小・中・高等学校等、計37校に実演家等を派遣し、能楽や落語などの伝統芸能や、江戸の伝統工芸などの日本文化の体験機会を提供する「子供のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。緊急事態宣言下では、学校からの希望によりオンライン授業も試みました。

東京都歴史文化財団(アーツカウンシル東京)事業

また、新宿区の区立小学校29校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、和妻、落語の体験・鑑賞の機会を提供する「伝統文化理解教育」を実施しました。新宿区教育委員会事業



子供のための伝統文化・芸能体験事業

### 実演芸術に携わる専門人材の育成

豊かな実演芸術の創造に欠かせない専門人材の育成と強化をねらい、「実演芸術連携交流事業」を実施しました。ジャンルを横断した情報交流のための「実演芸術連携フォーラム」、「専門人材向け講座」をオンラインで開催。新型コロナウイルス感染症拡大による公演等の中止・延期や観客収容人数制限の要請を受けて、劇場や芸術団体の現場での対応等について、講師・パネリスト、参加者が全国各地からリモートでつながり、活発な意見交換が行われました。文化庁事業



実演芸術連携交流事業 セミナーチラシ

## 情報発信

### 特色ある地域文化の魅力を発信する

新型コロナウイルス感染症拡大により失われた文化芸術体験の機会を全国規模で取り戻すとともに、人々の創造、参加、鑑賞を後押しするため、「JAPAN LIVE YELL project」を実施しました。全国27都道府県の文化芸術団体と連携し、各地域が自主性を生かして実施する延べ200本以上の公演・イベント等の企画実施を支援しました。また、事業ウェブサイトやSNSの運用のほか、芸団協主体で東京地域企画を実施。新しい生活様式のもとで人々が文化芸術に親しむための挑戦となりました。

文化庁事業(令和2年度第一次補正予算)



JAPAN LIVE YELL project

劇場、映画館、ギャラリーなどの様々な文化拠点が集積する日比谷・銀座・築地エリアの魅力を国内外へ発信する東京アート&ライブシティ構想実行委員会に参加。2020年度は「JAPAN LIVE YELL project」の東京地域企画として、日本舞踊×音楽、落語×和妻、能楽×クラシック、こども歌舞伎などの公演、「Sound ART™」による現地体験型の街めぐりや、オンライン映像配信など、withコロナの中で文化芸術のある生活を取り戻す「アートが街を彩るTOKYO ART&LIVE CITY 2020」を実施しました。一部は文化庁事業(JAPAN LIVE YELL project)



東京アート&ライブシティプロジェクト

## 芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造活動の場として、全国から多くの人々が訪れています。

芸能花伝舎には、芸団協のほか16の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間の協力・協働により、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みが行われています。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等を受けて、臨時休館や利用人数の制限を行いました。



### 《2020年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	70.6%
稽古場・C棟(2室)	65.6%
稽古場(6室)	67.2%
会議室(2室)	37.0%
平均	60.1%
利用申込み件数	890件
利用人数(延べ)	77,012名

撮影利用件数	
TV	3件
映画	6件
CM・広告	2件
DVD・VIDEO	5件
新聞・雑誌・写真集	8件
その他	5件
計	29件

## 2020年度を振り返って

芸団協の実演芸術振興事業も新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受け、予定していた事業・催事の中止も多く発生しました。そうした中、感染症対策を十分に講じた上で、モデルケ-

スとなるような新しい形式も取り入れつつ、試行錯誤しながら取り組みました。人々の鑑賞・体験の機会、そして実演家等の活動の場が失われないう、2021年度も引き続き努めてまいります。



## ◎2020年度寄付

2020年度、以下の方よりご支援をいただきました。寄付の種類等は、芸団協ウェブサイトをご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

### ●サポート会員<sup>\*</sup>（敬称略）

#### 【団体】

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会  
学校法人東成学園・昭和音楽大学  
公益財団法人新国立劇場運営財団  
株式会社TBSテレビ  
びあ株式会社  
株式会社BBI  
表現教育花伝舎倶楽部  
米山文明 呼吸と発声研究会

#### 【個人】

今村草玉 トレウバエフ美奈 丸山ひでみ  
崎元 謙 芳地博光 横山啓子  
鈴木公夫 増山 健 吉峯裕毅

<sup>\*</sup>サポート会員制度：毎年度、定額を継続的にご支援いただく制度

### ●寄付者（敬称略）

#### 【団体】

公益財団法人稲盛財団  
安与商事株式会社 京懐石 柿傳  
株式会社共栄会保険代行  
一般社団法人全日本児童舞踊協会  
株式会社二期会21  
一般社団法人日本コミュニティ放送協会

#### 【個人】

伊藤 成 大沢 直  
池田 広 古田土恭子 ほか非公開 20名

### ●寄付型自動販売機の設置<sup>\*</sup>

玉川大学芸術学部(株式会社伊藤園)  
梨木パレエスタジオ(株式会社八洋)

<sup>\*</sup>寄付型自動販売機：  
自動販売機の売上の一部を寄付金としていただく仕組み

いただいたご支援は、花伝舎プロジェクト（芸能花伝舎における稽古場の維持、設備の充実）、子ども未来プロジェクト（子どものための芸能体験プログラムの充実）及び調査研究・政策提言事業に役立らせていただきます。

### ●震災復興に文化芸術の力を活かす被災地支援プロジェクト「震災復興に文化芸術を基金」寄付者（敬称略）

#### 【団体】

株式会社エス・シー・アライアンス

#### 【個人】

増田俊樹 ほか非公開数名

## ◎正会員団体・賛助会員団体（2021年3月31日現在）

### 【演劇部門】

一般社団法人全国専門人形劇団協議会  
名古屋放送芸能家協議会  
一般社団法人日本映画俳優協会  
一般社団法人日本演出者協会  
一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会  
公益社団法人日本劇団協議会  
日本児童・青少年演劇劇団協同組合  
日本新劇製作者協会  
日本新劇俳優協会  
日本人形劇人協会  
公益社団法人日本俳優協会  
協同組合日本俳優連合  
一般社団法人日本モデルエージェンシー協会  
一般社団法人人形浄瑠璃文楽座  
公益社団法人能楽協会

### 【邦楽部門】

一般社団法人大阪三曲協会  
一般社団法人関西常磐津協会  
一般社団法人義太夫協会  
清元協会  
一般財団法人古曲会  
新内協会  
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会  
公益社団法人当道音楽会  
常磐津協会  
一般社団法人長唄協会  
名古屋邦楽協会  
公益社団法人日本小唄連盟  
公益社団法人日本三曲協会  
日本琵琶楽協会

### 【洋楽部門】

一般社団法人日本音楽制作者連盟  
公益社団法人日本演奏連盟  
公益社団法人日本オーケストラ連盟  
日本音楽家ユニオン  
一般社団法人日本歌手協会  
一般社団法人日本作曲家協会  
一般社団法人  
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ  
特定非営利活動法人日本青少年音楽芸能協会  
特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会  
パブリック・イン・サード会  
特定非営利活動法人  
レコーディング・ミュージシャンズ・  
アソシエーション・オブ・ジャパン

### 【舞踊部門】

一般社団法人現代舞踊協会  
一般社団法人全日本児童舞踊協会  
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会  
公益社団法人日本パレエ協会  
一般社団法人日本パレエ団連盟  
公益社団法人日本舞踊協会  
一般社団法人日本フラメンコ協会  
一般社団法人日本ベリーダンス連盟

### 【演芸部門】

公益社団法人上方落語協会  
関西演芸協会  
一般社団法人関西芸能親和会  
講談協会  
太神楽曲芸協会

一般社団法人東京演芸協会  
公益社団法人日本奇術協会  
日本司会芸能協会  
一般社団法人日本浪曲協会  
一般社団法人ボーイズ・バラエティー協会  
一般社団法人漫才協会  
一般社団法人落語協会  
公益社団法人落語芸術協会  
公益社団法人浪曲親友協会

### 【その他の部門】

沖縄芸能実演家の会  
一般社団法人沖縄芸能関連協議会  
公益社団法人日本照明家協会  
公益社団法人日本舞台音響家協会  
一般社団法人日本舞台監督協会  
日本民俗芸能協会

（計68団体）

### 【賛助会員】

愛知県舞台運営事業協同組合  
一般社団法人映像実演権利者合同機構  
一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN  
全国舞台テレビ照明事業協同組合  
東京芸能人国民健康保険組合  
一般社団法人日本音楽事業者協会  
日本舞台音響事業協同組合

（計7団体）

## 芸団協ウェブサイトを全面リニューアル

芸団協の法人ウェブサイトの全面リニューアルを行い、2020年9月10日に公開しました。

沿革や活動、とりわけ政策提言・調査研究活動の情報を充実させました。

より迅速に分かりやすく、必要な情報をお伝えしてまいりますので、今後ともよろしく願いたします。



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

www.geidankyo.or.jp



### オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA）

徴収業務部・分配業務部・システム技術部・法制広報部・経理部・総務部  
著作隣接権総合研究所

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階

Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614

#### 【表紙】

提供：松竹株式会社（右から1列上から3番目）

提供：一般財団法人牧阿佐美パレエ団「『プリンシパル・ガラ2021』より『ル・コンパ』」  
振付：ウィリアム・ダラー／撮影：鹿摩隆司（右から1列上から4番目）

提供：公益社団法人日本オーケストラ連盟（右から1列上から5番目）

提供：国立劇場（右から2列上から1番目）

提供：公益財団法人東京シティ・パレエ団「オーケストラ with パレエ～『くるみ割り人形』組曲～」  
撮影：鹿摩隆司（右から2列上から3番目）

提供：東京パレエ団「ジゼル」／撮影：Kiyonori Hasegawa（右から2列上から5番目）

提供：公益社団法人日本劇団協議会「ガラスの部屋」／撮影：鷹坂悠馬（右から3列上から1番目）

提供：一般社団法人現代舞踊協会「なにとやら」／撮影：塚田洋一（右から3列上から2番目）

提供：公益社団法人能楽協会（右から3列上から3番目）

提供：新日本フィルハーモニー交響楽団「シンニチテレワーク部テレワークでパブリカ合奏してみた」  
（右から3列上から4番目）

提供：国立劇場おきなわ（右から4列上から3番目）



### 芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎

Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061

創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

#### 【裏表紙】

提供：一般社団法人現代舞踊協会「discuss」／撮影：池上直哉（左から1列上から5番目）

提供：公益社団法人日本劇団協議会「僕の底のLady」／撮影：梅原 歩（左から2列上から4番目）

提供：一般社団法人現代舞踊協会「鬼の聲音」／撮影：池上直哉（左から3列上から1番目）

提供：公益財団法人井上パレエ団「関直人追悼公演フィナーレより」／撮影：Staff TES（左から3列上から4番目）

